

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	平成21年8月3日、当社社員がタービン建屋地下1階の床に潤滑油約1リットル漏れていることを発見し、ただちに潤滑油配管の弁を閉め、油漏れは停止した。消防本部による現場確認の結果、「危険物の漏えい」と判断された。漏れた油については、拭き取りにより処理した。今後、原因について調査する。	A	8月4日公表済

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	自動減圧系窒素ポンペ(A)において、圧力の低下傾向が認められたため、原因を調査。	D	
2	1号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプポンプ(A)吐出弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
3	2号機	取水設備固定式バースクリーン(G)、パー回転式スクリーン(G)及びトラベリングスクリーン(G)点検時、同装置に腐食及び剥離が認められたため、当該部を補修。	D	
4	3号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(C)制御盤において、プッシュボタンスイッチ留め具の折損(1個)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
5	3号機	取水設備パー回転式スクリーン(A)及びトラベリングスクリーン(A)用電動機点検時、回転子軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
6	4号機	サービス建屋1階可動式ハッチにおいて、手摺りを上昇させようとしたところ、上昇できない事象が認められたため、原因を調査。	D	
7	4号機	復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔再生用水入口弁(空気作動)において、電磁弁に空気漏れが認められたため、当該電磁弁を交換。	D	
8	4号機	主蒸気系ドレンライン内側隔離弁点検時、弁座出口側に指示模様(円形)が認められたため、対応検討。(運転に支障なし)	D	
9	4号機	給水系第5給水加熱器(B)渦流探傷検査時、伝熱管1本に不入管が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
10	4号機	給水系第3低圧給水加熱器(B)復水出口弁点検時、弁体シート面にひびが認められたため、対応検討。(運転に支障なし)	D	
11	4号機	定検作業において、原子炉再循環ポンプ電動機・発電機セット(B)油ポンプ(2台)を誤って、起動させたため、対応検討。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353